

# 国民年金・国保に関するお知らせ

問い合わせ先／**1** 4 市役所保険医療課国保年金係 TEL.76-8151  
**2** 3 瀬戸年金事務所国民年金課 TEL.83-9045  
〒489-8686 瀬戸市共栄通4-6

## 1 加入手続きを

加入種別	手続き先
第1号被保険者(自営業、学生などで20歳以上60歳未満のかた)	保険医療課国保年金係
第2号被保険者(厚生年金、共済組合に加入しているサラリーマン、公務員など)	勤務先
第3号被保険者(第2号被保険者である配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満のかた)	第2号被保険者の勤務先(配偶者が退職したときは、ご自身で第1号被保険者への切り替え手続きをしてください)

### 保険料を納めると

病気などによる重い障がいや配偶者の死亡といった事態に備えた補償が受けられるとともに、老後に年金が受給できます。

### 老齢基礎年金の受給

原則、厚生年金、共済組合などの加入期間と、国民年金保険料の納付済み・免除期間などを合算し、25年以上(8月からは10年に短縮)あることが必要です。

## 2 保険料は4月から月額16,490円に

国民年金保険料が本年度から月額230円引き上げられ、16,490円となります。お得な前納制度などがありますのでご利用ください。また、口座振替やクレジットカードでまとめて前払いすると便利です。

## 3 学生納付特例制度

内 容	20歳以上の学生(夜間部、定時制課程、通信制課程、専門学校を含む)で、保険料の支払いが困難な場合、本人の所得が基準以下であれば、申請により保険料の支払いが猶予されます。なお、前年度に引き続き希望するかたも再度申請が必要です
承認期間	4月～翌年3月
申請方法	申請書(保険医療課で配布。日本年金機構ホームページからもダウンロード可)に年金手帳、学生であることが確認できるもの(有効期限の分かる学生証、在学証明など)を添えて郵送か直接(土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分)。本人以外が申請する場合は、本人の印鑑と代理人の身分証明書が必要
その他	学校の種類により、対象とならない場合あり

## 4 解雇などで離職したかたの国民健康保険税を軽減

内 容	前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します
対 象 者	国民健康保険に加入している、または加入予定で、次の全てに該当するかた▼平成23年3月31日以降に離職した▼離職日の翌日時時点で65歳未満▼雇用保険受給資格者証第1面の離職理由欄の理由コードが次に該当する／11,12,21,22,31,32(特定受給資格者)、23,33,34(特定理由離職者)
軽減期間	離職日の翌日の属する月～その月の属する年度の翌年度末(平成23年度以前分の国保税は対象外)
必要書類	雇用保険受給資格者証